

令和5年度 訪問介護 指摘事項一覧

11事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の指針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	都条例第111号第11条第4項 都条例施行要領第3の1の3(6)④	1
2	アセスメント	適切な時期にアセスメントが行われていない事例がありました。初回の訪問介護計画作成時、要介護認定の更新時、区分変更時、利用者状態像に変化があった時には、訪問介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	都条例第111号第28条第1項 都条例施行要領第3の1の3(20)①	3
3	計画の作成	訪問介護計画に具体的なサービス内容が記載されていない事例がありました。利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問介護の内容等を記載した訪問介護計画を作成してください。	都条例第111号第28条第1項 都条例施行要領第3の1の3(20)①②	1
		居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置づけていないサービスを提供している事例がありました。居宅介護支援事業所と連携を取り、居宅サービス計画の内容に沿って訪問介護計画を作成してください。	都条例第111号第28条第1項 都条例施行要領第3の1の3(20)②	2
		訪問介護計画の作成に当たって、利用者又はその家族に説明を行わず、利用者の同意を得ていない、また、当該訪問介護計画を利用者に交付していない事例がありました。訪問介護計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得てください。また、当該訪問介護計画を利用者に交付してください。	都条例第111号第28条第2項、第3項 都条例施行要領第3の1の3(20)③④	1
		サービスの提供内容が変更されているにもかかわらず、計画が変更されていない事例がありました。サービスの提供内容に変更がある場合は、適切な時期に計画を変更してください	都条例第111号第28条第4項 都条例施行要領第3の1の3(20)②③	1
4	モニタリング	利用者及びその家族に、居宅介護計画の実施状況や評価について、説明を行っていない事例がありました。サービス提供責任者は、利用者及びその家族に居宅介護計画の実施状況や評価について、説明を行ってください。	都条例第111号第28条第4項 都条例施行要領第3の1の3(20)③	3
5	秘密保持等	従業者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。従業者や従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第111号第34条第1項、第2項 都条例施行要領第3の1の3(25)①②	3
		利用者本人又は利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	都条例第111号第34条第3項 都条例施行要領第3の1の3(25)③	2
6	事故発生時の対応	区への報告が必要な事故について報告されていませんでした。区における事故報告の取扱要領を確認し、区への報告が必要な事故については、速やかに漏れのないよう報告してください。	都条例第111号第39条第1項 都条例施行要領第3の1の3(30)	2
7	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する事項を届け出てください。	介護保険法第115条の32第1項、第2項	2
8	介護給付費の算定	請求実績とサービス提供記録の間で、訪問介護に係る提供回数が一致しない事例がありました。正しい算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表1の口の注1 老企第36号第2の2(4)①	1